

① 川根高校卒業生の大学進学に対する入学支度金の概要

1 制度の目的

県外生徒特色選抜を実施する静岡県立川根高等学校（以下「川根高校」という。）の魅力化推進の方策として、新たに特別奨学金制度を創設することにより、優秀な人材の受入体制及び若者を抱える家庭への支援の充実を図る。

2 制度の概要

(1) 川根高校の魅力化推進の方策として、川根高校の卒業生の内、国立大学法人又は公立大学法人が運営する大学（以下「国公立大学」という。）等に進学する者に対する入学支度金給付制度を創設することにより、同校生徒の進路意識や学力の向上に寄与する。

3 川根高校卒業生の大学進学に対する入学支度金（大学入学奨学金）

(1) 対象者

次の各号のすべてに該当する者

ア 川根高校に3年間在籍をし、卒業する者

イ 国公立大学、町が指定する私立大学及び医学を履修する課程を有する私立大学に入学する者

※指定する私立大学

慶應義塾大学、早稲田大学、上智大学、東京理科大学、国際基督教大学、明治大学、青山学院大学、立教大学、中央大学、法政大学、学習院大学、同志社大学、立命館大学、関西学院大学、関西大学

ウ 保護者の世帯に市税、町税等の滞納がないこと

エ 川根本町の広報・宣伝活動等に協力し、町情報の発信拠点となってふるさとを応援する志のある者

(2) 支給額

入学一時金：20万円以内（入学金の2分の1を限度額とする。）

(3) 申請時提出書類

ア 奨学金給付申請書（様式第1号）

イ 大学に入学したことが確認できる書類

ウ 前号の大学入学金の納付が確認できる書類

エ 親権者、後見人その他教育委員会が必要と認める者が、市町村民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、保育料、介護保険料、水道料金、町営住宅家賃、特定公共賃貸住宅家賃、若者定住促進住宅家賃、温泉使用料及び学校給食

費等の滞納が無いことを証明できる書類（納税証明書等）
オ その他教育委員会が必要があると認めた書類

4 決定方法

提出された申請書類を基に、川根本町奨学生選考委員会にて審査し給付を決定する。

5 問合せ先 川根本町教育委員会 教育総務課

住所：〒428-0411 川根本町千頭 1183-1

電話：0547-58-2555 FAX：0547-59-4025

E－M A I L：kyouiku-soumu@town.kawanehon.lg.jp